

義教第 932 号
平成23年 9月22日

各教育局長 様

学校教育局義務教育課地域支援担当課長

学生ボランティア学習サポート事業の活用について

日頃、本事業の推進につきまして、多大なるご協力をいただき感謝を申し上げます。

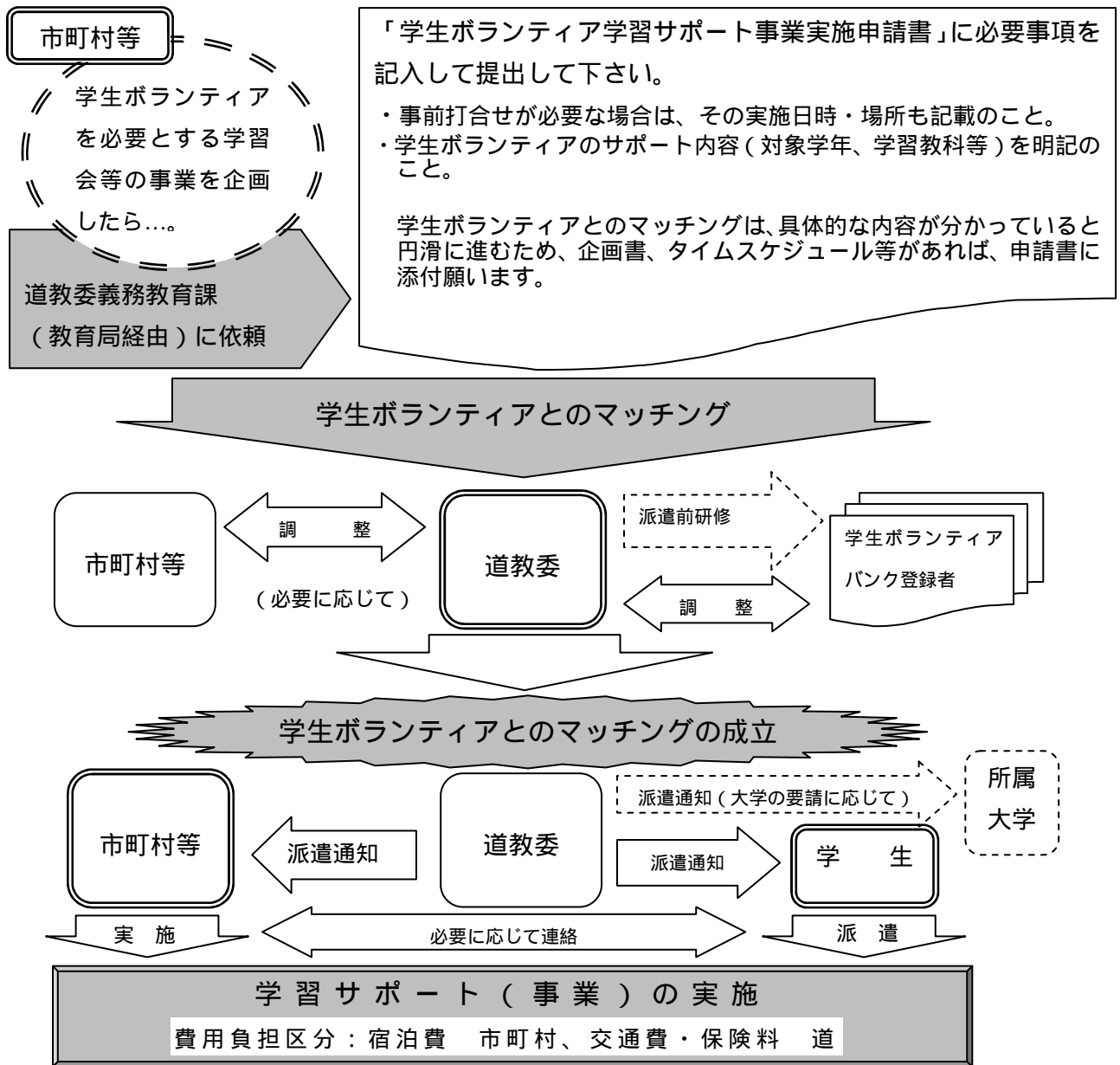
さて、この夏休み期間中には、8管内10市町において本事業の取組が実施されたところであり、市町村教育委員会や学校からは、「複数による指導体制できめ細かな指導を行うことによって基礎・基本が身についた」、「質問しやすい環境ができ、子どもたちの学習意欲の向上が図られた」、また、「学習習慣の定着に効果のある取組である」という声が届くなど、大きな成果が得られたとの報告を受けています。

つきましては、今後の休日や冬季休業日等における本事業の積極的な活用について、市町村教育委員会への一層の働きかけをお願いします。

なお、別添のとおり、「学生ボランティア派遣までの手順」を作成しましたので、併せて市町村教育委員会に配付願います。

学校教育局義務教育課地域支援グループ
吉田、大畑（内線35-768）

「学生ボランティア派遣までの手順」



【留意事項】

派遣する学生ボランティアの確保に努めていますが、学生の都合等で希望どおりマッチングができない場合もありますので、あらかじめご承知願います。

特に、7月下旬～8月第1週、1月下旬～2月第1週は、多くの大学で試験期間等となっているため、派遣可能な学生ボランティアが希少となっています。(*事業企画の際参考にしてください。)

事業開始日の1週間前までマッチング作業を継続しますが、事業実施決定、周知等の都合でそれ以前に派遣可能者数等を確定したい場合は、別途、期限をご連絡ください。

基本的に、実施市町村の近隣に居住する学生ボランティアを派遣しますが、大学所在地から遠方の市町村等においては、宿泊等の対応も十分検討の上、事業計画を立ててください。

学生ボランティアは、あくまでも「サポート役のボランティア」です。任せきり等のないようにしてください。